

お知らせ

山形地方裁判所民事部破産係

政府からの緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き感染症拡大防止に努める必要があることから、令和2年6月18日開催予定の債権者集会を下記のとおり変更することになりました。

御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

令和2年（フ）第8号事件（破産者株式会社大沼）

変更前の期日 令和2年6月18日午前11時

変更後の期日 令和2年11月16日午前11時

令和2年（フ）第9号事件（破産者株式会社大沼友の会）

変更前の期日 令和2年6月18日午後2時

変更後の期日 令和2年11月16日午後2時

なお、会場（山形市香澄町2丁目9番45号 山形市民会館大ホール）に変更はありません。

御不明な点は破産係（023-623-9511 内線450）まで御照会ください。